

奈良県告示第五百八十七号

昭和四十六年十二月奈良県告示第四百六十八号（特定工場等において発生する騒音の規制基準）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

第一号の表第一種区域の項及び同表備考の（一）中「第二種中高層住居専用地域」の下に「田園住居地域」を加える。